

船橋市環境保全条例に係るばい煙発生施設

番号	施設の種類	規模または能力
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く)	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5m ² 以上であること
2	廃棄物焼却炉	火格子面積もしくは火床面積が 1m ² 以上または焼却能力が 100kg/h 以上であること

【備考】

次に掲げる施設を除く

1. 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設
2. 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設
3. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物
4. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 12 項に規定するガス工作物